

令和5年11月28日

香芝・王寺環境施設組合管理者 福岡 憲宏 様

香芝・王寺環境施設組合
監査委員 幡野美智子



臨時監査の結果について

香芝・王寺環境施設組合監査委員条例第4条の規定に基づく臨時監査を実施し、香芝・王寺環境施設組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理について、その意見を提出します。

記

- | | |
|------------|--------------------|
| 1. 臨時監査実施日 | 令和5年11月1日(水)午前11時 |
| 2. 場 所 | 香芝・王寺環境施設組合現場事務所2階 |
| 3. 内 容 | 令和5年度予算 |
| 4. 意 見 | ※別紙のとおり |



(別 紙)

臨時監査に関する意見

香芝・王寺環境施設組合

監査委員 幡野美智子



香芝・王寺環境施設組合（以下「組合」という。）は、令和6年8月完成に向けて、新ごみ処理施設を建設中であるが、本件監査は、令和5年度組合一般会計予算に計上された「香芝市地元対策関連事業償還金」に係る事務を対象に実施した。

香芝市地元対策関連事業償還金（以下「償還金」という。）に係る事務とは、香芝市が地元対策事業として位置付け、同市が事業主体として実施した自治会要望事業（以下「香芝市地元対策事業」という。）に係る費用の一部を組合が香芝市に対して償還するにあたり、その財源として、王寺町に分担金を請求するというものである。

監査を実施したところ、組合は、令和5年5月に、令和5年度分の償還金2,921,161円を香芝市に支払済であるが、その償還金の財源とされる、香芝市地元対策事業に係る分担金については、王寺町からは支払われてはいない。王寺町は、令和5年1月に、香芝市地元対策事業に係る分担金については「支払義務は無い」として、組合を被告として、奈良地方裁判所に債務不存在確認訴訟を提訴している。

なお、令和5年4月に、組合は、構成団体である王寺町に、令和4年度分担金の余剰分である7,171,000円を返還するにあたり、王寺町が前述の裁判において「支払義務は無い」と主張している分担金2,921,178円を差し引いて返還しているが、その行為により、組合と王寺町との信頼関係は破壊され、事実、令和5年8月に、王寺町は、組合を被告として、差し引かれた分担金の返還を求める訴訟を奈良地方裁判所に新たに提訴するに至っている。

組合とすれば、王寺町から香芝市地元対策事業に係る分担金の支払いを拒まれたことから、督促を行うよりも、返還金から差し引くという行為に及んだのであろうが、香芝市地元対策事業に係る分担金の妥当性については、前述のとおり、奈良地方裁判所に提訴した「債務不存在確認訴訟」において係争中である。

さらに言えば、王寺町は、行政機関として裁判所（上告の場合は、最高裁判所）の判断には必ず従うものであり、また、王寺町は地方公共団体であり、民間企業と違って倒産するおそれもなく、これらのことを踏まえれば、裁判の結果を待って、組合の主張が認められた場合に、あらためて遅延金も含めて王寺町に請求することで、信頼関係の破壊を回避できたと考える。

令和5年度は未だ裁判が継続している状況にあり、香芝市地元対策事業に係る分担金を王寺町への返還金から差し引いて徴収すべきではない。組合には、全ての構成団体との合意を得ることの必要性を深く認識し、王寺町との信頼を回復することに努められたい。